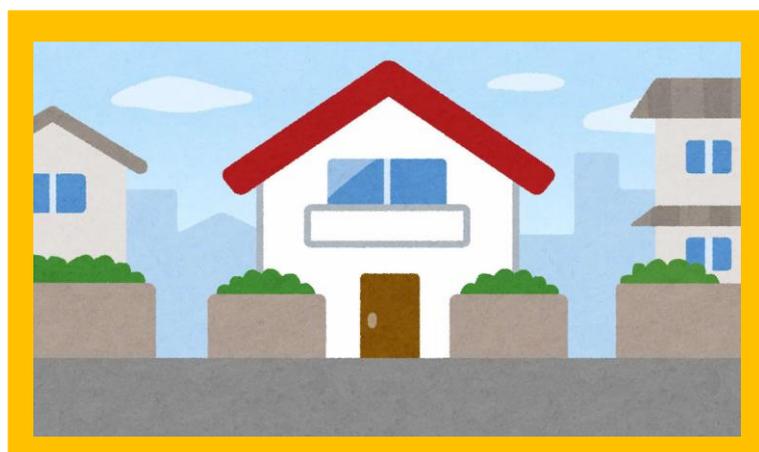


※工事前に必ず申請が必要となります

令和6年4月版

# 介護保険住宅改修の手引き

## 真岡市



真岡市 高齢福祉課 介護保険係

TEL 0285-83-8094



# 目次

1.介護保険住宅改修について	P.2
2.対象となる工事の種類	P.2
3.申請ができる方の要件	P.3
4.支給額について	P.3-4
5.支給方法について	P.5
6.申請手続きの流れ	P.6
7.申請時の留意事項	P.7-8
8.申請に必要な書類	P.7-24
P.9-14 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書	
P.15 住宅改修が必要な理由書	
P.16-17 見積書及び工事内訳書	
P.17 平面図	
P.18 写真例	
P.19-20 住宅所有者の承諾書	
P.21-22 委任状	
P.23-24 住宅改修理由書作成手数料請求書	
9. Q&A	P.25-26

## 1.介護保険住宅改修について

介護保険制度における住宅改修は高齢者の自立支援や介護者の負担軽減を目的として、段差の解消や手すりの設置などの保険給付の対象となる住宅改修について費用の一定割合を支給するものです。新築、増築及びリフォーム工事の補助制度ではありません。



改修の内容については、ご本人・ご家族・ケアマネジャーや事業者・専門職等、様々な意見を交えて検討しましょう。

## 2.対象となる工事の種類

種類	想定される内容例
① 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関等への設置 ・形状は二段式、縦付け、横付け等の適切なもの
② 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
④ 引き戸等への扉の取替え	扉全体の取替え(開き戸から引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え)、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等 引き戸等の新設(扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合)
⑤ 洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器(暖房・洗浄機能付等)への取替え 既存の便器の位置や向きの変更 ・暖房等機能のみの付加は対象外
その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	① 手すりの取付けに伴う壁の下地補強 ② 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③ 下地の補修や根太の補強、または通路面の路盤の整備 ④ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化等を除く)、床材の変更

※上記の①から⑥であっても、工事を伴わないもの(住宅に固定されないもの)については、介護保険支給対象外です。

### 3.申請ができる方の要件

住宅改修費の支給申請を行うには、原則として事前申請時に申請者(被保険者)が下記の要件をすべて満たしていることが必要になります。

- 🍓 要介護・要支援の認定を受けていること
  - 🍓 被保険者証に記載されている住所地に居住していること
  - 🍓 申請前に担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターの職員に相談していること
  - 🍓 在宅で生活されている方(申請時に入院・入所している場合は、退院・退所の見込みがたっていること)
- ※ 緊急やむを得ない理由がある場合には、高齢福祉課まで事前にご相談ください。



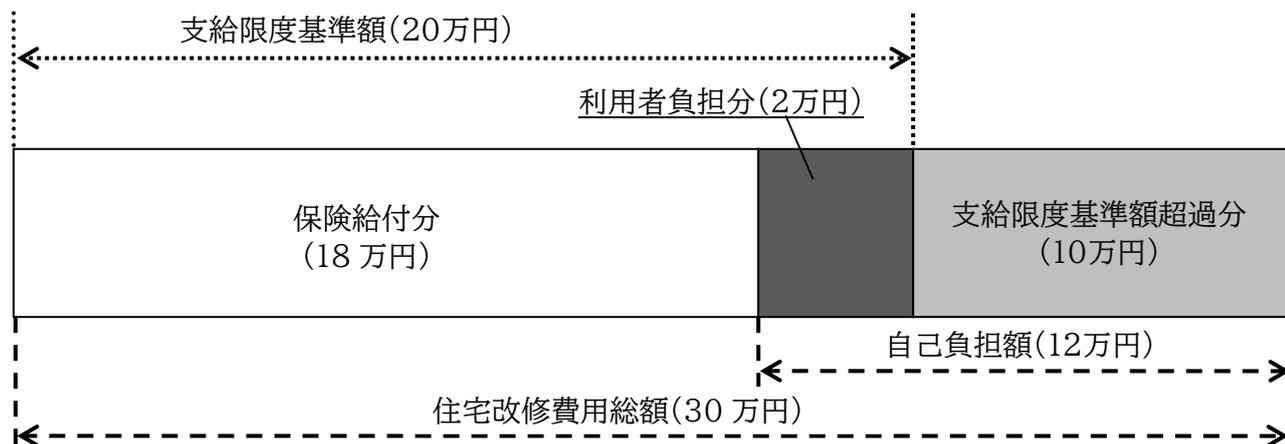
支給には工事前後に申請が必要となります。申請をせずに工事を行った場合は、住宅改修費の支給対象外となります。

### 4.支給額について

要介護状態区分にかかわらず、要介護(要支援)者一人当たり20万円が支給対象の上限です。被保険者の負担割合に応じて1割～3割分が自己負担となります。

※ 20万円を超える工事を行った場合、超えた部分については全額自己負担となります。

(例) 30万円の住宅改修を行った場合(申請者の負担割合が1割の場合)



### 【支給限度基準額の例外について】

下記に該当する場合は例外として、再度 20万円を上限として利用ができます。

#### ① 転居して住所が変わった場合

支給限度基準額(利用限度額)の管理は現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には転居後の住宅について、改めて 20万円までの住宅改修を行うことができます(リセット前の残額は持ち越されません)。

なお、転居していても、住民登録が異動されていない場合は転居とみなしません。

#### ② 要介護状態が著しく重くなった場合

(初めて住宅改修を行なったときの「要介護等状態区分」を基準として、段階が3段階以上あがった場合)

※この取り扱いは、同一住宅、同一被保険者に対して1回限りとなります。

介護の必要程度の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2または要介護1
第1段階	要支援1または経過的要介護

#### 「3段階リセット表」

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1 経過的要介護	要介護3 要介護4 要介護5
要支援2又は要介護1	要介護4 要介護5
要介護2	要介護5

#### 注意事項

(1) 介護保険認定の新規又は区分変更申請中、及び医療機関への入院又は施設等へ入所中の取扱い  
介護保険認定の新規申請中、又は区分変更申請中にやむを得ない事情から工事を行ったにも関わらず、認定結果が非該当となった場合は、**全額自己負担**となります。また、入院、入所中に工事を行ったが、退院や退所せずに自宅に戻らない場合は、**全額自己負担**となります。

(2) ご本人(又はご家族)が改修を行う場合

ご本人(又はご家族)が住宅改修のために材料を購入し、ご本人(又はご家族)により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費用とすることができ、工賃は費用の対象外となります。

※住宅改修費支給申請受付時(工事後も含む)、市職員が現場で確認をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 5.支給方法について

支給方法については、次の2種類のいずれかを選択することが可能です。  
 申請方法によって申請時の必要書類が異なりますのでご注意ください。  
 また、受領委任払いについては取り扱いを行っていない工事業者もありますので事前にご確認ください。

支給方法	内容
償還払い	<p>被保険者が一旦、改修費用全額を工業者に支払い、給付対象部分の9～7割の金額を真岡市から利用者へ給付されます。</p>
受領委任払い	<p>利用者(被保険者)が改修費用の自己負担額のみを工業者に支払い、給付対象部分の9～7割の金額を真岡市から工業者に支払います。</p>



被保険者の一時的な負担を減らすため  
 令和4年度より「受領委任払い」を開始しました。  
 ご不明点等ございましたら高齢福祉課まで  
 お問い合わせください。

## 6.申請手続きの流れ

※要介護認定(要支援1・2、要介護1～5)を受けていることが前提となります。

手順	説明
ケアマネジャー等に相談し 必要書類の作成	ご本人やご家族、ケアマネジャー、工事業者等で話し合い 住宅改修の検討を行い、ケアマネジャーや工事業者が 必要な書類を作成します。
事前申請	ケアマネジャーや工事業者等が事前申請の 書類を一式真岡市へ提出します。
承認	真岡市で書類審査を行います。 ※不備や疑問点があった場合は 電話連絡致します。
着工・完成	事前申請時の内容や費用に変更が生じた場合は、再度審査を 行いますので、すみやかに真岡市までご相談ください。
事後申請	ケアマネジャーや工事業者等が工事完了後の 申請書類一式を市に提出します。
審査	真岡市で書類審査を行った後、支給決定通知書を送付します。 償還払い:被保険者へ送付 受領委任払い:工事業者へ送付
支給	工事完了から約2～3か月後に下記口座へ振り込みます。 償還払い:被保険者の指定の口座へ入金 受領委任払い:工事業者へ入金



## 7.申請時の留意事項

(1) 事前申請に必要な書類（工事個所ごとに番号を付け、見積書及び内訳書、図面及び写真にも同一の番号を記載）

支給方法		書類	留意事項	掲載ページ
償還	受領委任			
○	○	介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還払い、受領委任払いで様式が異なるため注意（受領委任払いについては裏面あり）。</li> <li>・着工日、完成日、改修費用は事後申請の際に記入。</li> </ul>	(償)P.9-10 (受)P.11-14
○	○	住宅改修が必要な理由書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当のケアマネジャー、地域包括支援センター職員、又は住環境コーディネーター2級以上が作成。</li> <li>・なぜ住宅改修が必要か可能な限り具体的な内容を記載。</li> </ul>	P.15
○	○	見積書及び工事内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日を記載する。</li> <li>・住宅改修の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの。</li> <li>・住宅改修の支給対象外経費を含む場合は、工事内訳書で支給対象となる工事費用を明確にする。</li> </ul>	P.16-17
○	○	平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事個所、内容、規模が分かるもの。</li> <li>・部分的ではなく、被保険者の動線が分かる範囲の図面。</li> <li>・手すり等の幅や取付け位置、高さ寸法、既存の段差の高さ等が分かるように明示する。</li> </ul>	P.17
○	○	工事前写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事着工前の日付入りのもの。カメラに日付を入れる機能がない場合、ボードや紙に日付を記入したものを工事対象箇所に設置し撮影したもので可。</li> <li>・段差解消等の場合には、スケールをあてて撮影する。</li> <li>・改修、取替えるものが分かる部分的な写真と、改修、取替え予定場所が分かる全体的な写真を提出すること。</li> </ul>	P.18に参考例あり
△	△	住宅所有者の承諾書	被保険者と住宅所有者が異なる場合のみ必要	P.19-20
△	×	委任状	償還払いで被保険者以外の口座に振り込む場合のみ必要	P.21-22

(2)事後申請に必要な書類

支給方法		書類	留意事項	掲載ページ
償還	受領委任			
○	○	領収書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収年月日が記載されていること</li> <li>・施工業者の印が押印されていること</li> <li>・宛名が被保険者本人であること</li> </ul> (償還払い)改修工事費用全額 (受領委任払い)自己負担額	指定なし
×	○	請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前申請で提出された申請書裏面に記入。</li> <li>※申請書については真岡市で事前申請時に預かる為、事後申請時窓口で記入。</li> <li>※修正時は訂正印が必要となります。</li> </ul>	申請書裏面 p.18
○	○	改修後の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修前と同方向から撮影した写真であること</li> <li>・事前申請同様</li> </ul>	P.20に参考例あり

### 住宅改修理由書作成料について

居宅介護支援事業所等との契約関係がない要介護(支援)認定者が住宅改修工事を行う場合、居宅介護(介護予防)支援が行われなため、「住宅改修が必要な理由書」の作成者確保が困難な場合があります。そのため、住宅改修に係る適切なマネジメントを受けられるよう、理由書作成者の所属する居宅介護支援事業所等が、「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合、住宅改修理由書作成料を真岡市に請求することができます。

- ① 要件:居宅介護支援事業所等との契約がない要介護(支援)認定者
- ② 請求者:理由書を作成したケアマネジャーが所属する事業所
- ③ 請求方法:住宅改修工事が終了し、完了報告書を提出する際に、併せて住宅改修理由書作成料請求書(P.23-24参照)を提出してください。
- ④ 支給金額:住宅改修1件あたり2,000円

### 申請に係る留意事項について

- ① 書類等の不備は、審査を遅延させることとなりますので、できるだけ不備のないようお願いいたします。また、審査の過程において、書類等について、修正や差し替えをお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- ② 申請に係る書類は内容の確認に時間がかかるため、お待たせする場合があります。
- ③ 工事後に必要な書類は、工事完了後から原則、一週間以内に提出をお願いします。
- ④ 事前申請で承認を受けた工事内容を変更する場合は、高齢福祉課までご連絡ください。



介護保険は、被保険者のみなさまからの大切な保険料で運営しています。様々な視点を交え、適正な判断のもと、住宅改修を行っていただきますようご協力をお願いします。



## 8.申請に必要な書類

### 【償還払い 申請書】

様式第44号

#### 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ		保険者番号				
被保険者氏名		被保険者番号				
生年月日	年 月 日	性別	男・女			
住所	〒					電話番号
住宅の所有者	本人との関係( )					
改修の内容・箇所及び規模	業者名					
	着工日		年 月 日			
	完成日		年 月 日			
改修費用	円					
<p>真岡市長 様</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)住宅改修費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名</p>						

- 注意 ・ この申請書のほか、見積書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、住宅改修の予定の状態が確認できる書類等を添付して着工前に申請ください。
- ・ 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。居宅介護(予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号			
	金融機関コード		店舗コード		1普通預金		
					2当座預金		
					3その他		
フリガナ							
口座名義人							

# 【償還払い 申請書記載例】

様式第44号

## 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書 (記載例)

フリガナ	モオカ タロウ		保険者番号										
被保険者氏名	真岡 太郎		被保険者番号	/	/	/	1	2	3	4	5	6	7
生年月日	昭和10年4月1日		性別	男・女									
住所	〒321-4395 真岡市荒町5191		電話番号 0285-83-8094										
住宅の所有者	真岡 一郎		本人との関係(子)										
改修の内容・箇所及び規模	手すり設置(浴室内)×1		業者名	介護建築									
			着工日	年			月			日			
改修費用	円		完成日	年			月			日			
			真岡市長様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書 令和〇年〇月〇日 住所 真岡市荒町5191 申請者 真岡太郎 電話番号 0285-83-8094										

着工日、完成日、改修費用は、事後申請時に、記入してください。

- 注意
- この申請書のほか、見積書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、住宅改修の予定の状態が確認できる書類等を添付して着工前に申請ください。
  - 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。居宅介護(予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行		真岡本店		種目	口座番号									
	介護信用金庫信用組合		真岡支店出張所			1普通預金									
	金融機関コード				店舗コード			2当座預金	1	2	3	4	5	6	7
	0 0 0 0				0 0 0			3その他							
フリガナ		モオカ イウチロウ													
口座名義人		真岡 一郎		被保険者本人以外に、振込む場合は、委任状が必要です。											

# 【受領委任払い 申請書】

様式第 44 号の 2

## 介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書[受領委任払い用]

フリガナ			保険者番号				
被保険者氏名			被保険者番号				
生年月日	年	月	日	性別	男・女		
住所	〒		電話番号				
住宅の所有者	本人との関係( )						
改修の内容・箇所及び規模			業者名				
			着工日	年	月	日	
			完成日	年	月	日	
改修費用	円						
<p>真岡市長 様</p> <p>上記のとおり、関係書類を添えて介護保険居宅介護（予防）住宅改修費の支給を申請します。</p> <p>また、当該申請に基づく申請書の提出及び支給の受領に関する一切の権限を、下記の受取人に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名 (印)</p>							
受取人	所在地 〒		電話番号				
	施工業者名		電話番号				
	代表者名		(印)				

- 注意
- この申請書のほか、見積書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、住宅改修の予定の状態が確認できる書類等を添付して着工前に申請ください。
  - 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護(予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号			
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他				
	フリガナ						
	口座名義人						

裏 面

受領委任払い同意書

当事業者は、下記請求書に記されている被保険者（以下「被保険者」という。）が介護保険の住宅改修費支給申請を利用するにあたり、被保険者に便宜を図るため、下記のとおり支払い手続きを受領委任払いにより取り扱うことに同意します。

記

- 1 住宅改修の施工完了後は、介護保険対象となる費用の利用者負担額及び保険対象外費用の全額の請求及び受領を行い、介護保険給付額については被保険者に代わり保険者から受領します。
- 2 住宅改修完了後に被保険者からは、住宅改修費の介護保険給付額以外の費用を受領します。介護保険給付額については、被保険者に代わり保険者へ請求し受領します。
- 3 介護保険給付額においては、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書の口座振替依頼欄口座に振込願います。

真岡市長 様

年 月 日

事業者 所在地 〒

電話番号

事業者名

代表者名



介護保険居宅介護（予防）住宅改修費請求書

真岡市長 様

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費として下記の金額を請求いたします。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

請求者（被保険者） 住 所 〒

電話番号

氏 名



【受領委任払い 申請書記載例】

様式第 44 号の 2

介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給申請書[受領委任払い用]

フリガナ	モオカ ハナコ	保険者番号			
被保険者氏名	真岡 花子	被保険者番号			
生年月日	○年○月○日	性別			
住所	〒000-0000 真岡市△△0丁目0番地		電話番号 0000-0000		
住宅の所有者	真岡 太郎		本人との関係(夫)		
改修の内容・ 箇所及び規模	手すり設置(浴室)×1	業者名	株式会社 介護建築		
		着工日	年 月 日		
		完成日	年 月 日		
改修費用	円				
真岡市長 様  上記のとおり、関係書類を添えて介護保険居宅介護(予防)住宅改修費の支給を申請します。 また、当該申請に基づく申請書の提出及び支給の受領に関する一切の権限を、下記の受取人に委任します。  令和○年○月○日  住所 真岡市△△0丁目0番地 申請者 電話番号 0285-00-0000  氏名 真岡 花子 (印)  所在地 〒000-0001 真岡市□□1丁目0番地  受取人 施工業者名 株式会社 介護建築 電話番号 0286-00-0000  代表者名 介護 一郎 (印)					

表面では押印が  
2か所必要となりますので、押し忘れないよう注意してください。

事前申請の際に記入

- 注意
- この申請書のほか、見積書及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、住宅改修の予定の状態が確認できる書類等を添付して着工前に申請ください。
  - 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護(予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	○○	銀行 信用金庫 信用組合	△△	本店 支店 出張所	種目	口座番号						
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金	0 0 0 0 0 0 0						
	0	0	0	0	0	0	0	2 当座預金				
	フリガナ	カゴ		仔咄		3 その他						
口座名義人		介護 一郎				被保険者ではなく 事業者の口座情報を記入						

### 受領委任払い同意書

当事業者は、下記請求書に記されている被保険者（以下「被保険者」という）介護保険の住宅改修費支給申請を利用するにあたり、被保険者に便宜を図るため、下記のとおり支払い手続きを受領委任払いにより取り扱うことに同意します。

裏面では押印が2か所必要となりますので、押し忘れないよう注意してください。

#### 記

- 1 住宅改修の施工完了後は、介護保険対象となる費用の利用者負担額及び保険対象外費用の全額の請求及び受領を行い、介護保険給付額については被保険者に代わり保険者から受領します。
- 2 住宅改修完了後に被保険者からは、住宅改修費の介護保険給付額以外の費用を受領します。介護保険給付額については、被保険者に代わり保険者へ請求し受領します。
- 3 介護保険給付額においては、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書の口座振替依頼欄口座に振込願います。

真岡市長 様

令和〇年 〇月 〇日

事業者 所在地 〒000-0001  
真岡市□□1丁目0番地

電話番号 0286-00-0000

事業者名 株式会社 介護建築

代表者名 介護 一郎 ⑩

### 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費請求書

真岡市長 様

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費として下記の金額を請求いたします。

〔業者負担額（7割～9割）〕 請求金額 15,000 円

事前申請の際に記入

年 月 日

請求者（被保険者） 住所 〒 000-0000  
真岡市△△0丁目0番地

電話番号 0285-00-0000

氏名 真岡 花子 ⑩

請求書については、修正時に訂正印が必要となります。



【償還払い・受領委任払い共通 見積書記載例】

令和●年○月○日

# 見積書(記載例)

真岡 太郎 様 (被保険者名)

△△△△建築会社

印会社  
の

真岡市荒町5191  
Tel.0285-83-8094

見積り額	¥224,400円
介護保険対象額	¥59,400円

工事場所：真岡太郎 様邸
工事内容：手すり取付、便器取替え(和式→洋式)、昇降機設置
備考：

## 介護保険給付対象工事を含む工事全体の見積書 記載例

住宅改修の種類(※1)	写真等番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分				算出根拠
										数量	単位	単価	金額	
(1)	No.1	玄関	手すり	手すり	●△■社製手すり XX-123木製 I型 1メートル	1	本	2,000	2,000					
(5)	No.2	1階トイレ	便器	洋式便器	MN社 ABC-01	1	個	20,000	20,000					
(1)	No.1	玄関	手すり	取付け工事	●△■社製手すり XX-123木製 I型 1メートル	3	箇所	4,000	12,000					
(1)	No.2	1階トイレ		便器取付け施工費	MN社 ABC-01	1	箇所	10,000	10,000					
		1階階段	階段	昇降機設置工事	AB社 CD-01	1	台	150,000	150,000					介護保険対象非該当
				小計					194,000				44,000	
				諸経費					10,000				10,000	
				合計					204,000				54,000	
				消費税			10%		20,400	10%			5,400	
				総合計					224,400				59,400	

住宅改修の種類を明示する。

工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載する。

材料費と施工費を適切に区分する。  
材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載する。

介護保険対象部分のみ記載しする。

(※1)住宅改修の種類： (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え  
(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

介護保険給付対象工事部分のみの見積書 記載例										
住宅改修の種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
(1)	No.1	玄関	手すり	手すり	●▲■社製手すり XX-123木製 1型 1メートル	1	本	2,000	2,000	
(5)	No.2	1階トイレ	便器	洋式便器	MN社 ABC-01	1	個	20,000	20,000	
(1)	No.1	玄関	手すり	取付け工事	●▲■社製手すり XX-123木製 1型 1メートル	3	箇所	4,000	12,000	
(5)	No.2	1階トイレ	便器	便器取付け施工費	MN社 ABC-01	1	箇所	10,000	10,000	
				小計					44,000	
				諸経費					10,000	
				合計					54,000	
				消費税		10%			5,400	
				総合計					59,400	

住宅改修の種類を明示する。

工事の対象となる箇所の写真や図の番号を記載する。

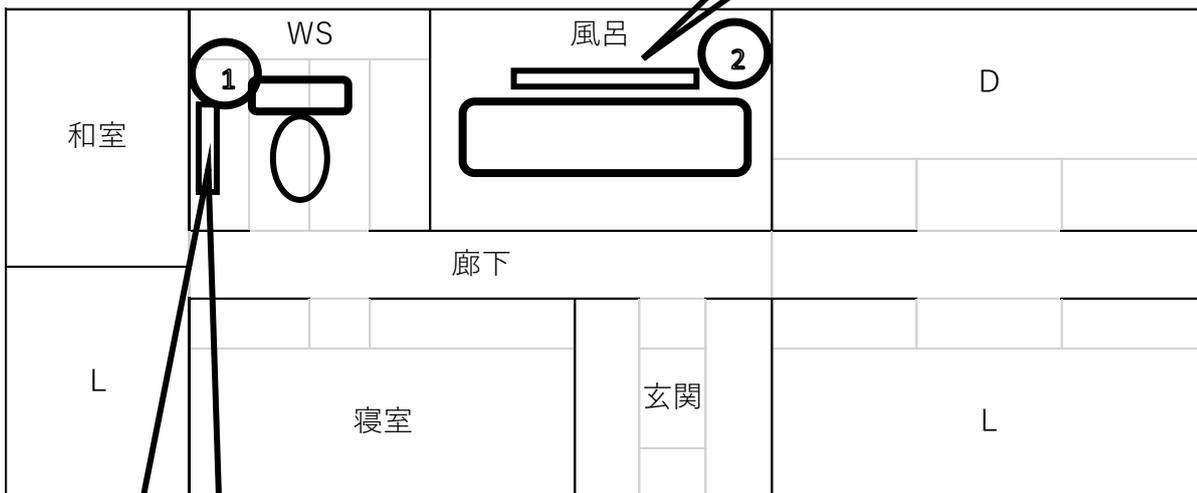
材料費と施工費を適切に区分する。材料については、製造メーカー・商品名・規格・寸法などの詳細を記載する。

(※1) 住宅改修の種類: (1) 手すりの取付け(2) 段差の解消(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4) 引き戸等への扉の取替え(5) 洋式便器等への便器の取替え(6) その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2) 名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

【償還払い・受領委任払い共通 図面記載例】

〇〇 〇〇様宅 平面図 (例)

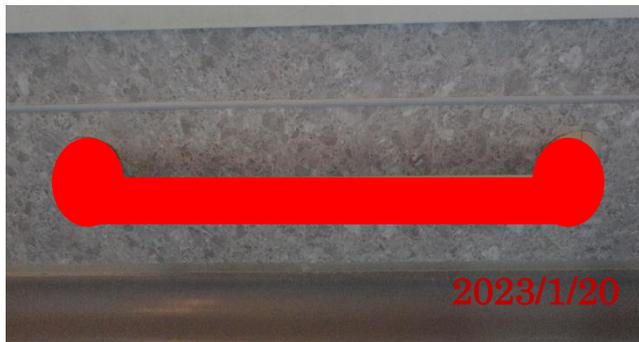


浴槽内手すり  
L=800  
高さ 60 c m

トイレ内手すり  
L=600  
高さ 60 c m

【償還払い・受領委任払い共通 写真例】

事前申請



事後申請



☑ check point

👉 部分的な写真のみになっていませんか。

(部分的な写真では、審査の際に何のために使用する手すりか判断できないため)

※全体的なもの1枚で判断ができるものであれば1枚も可。

👉 日付は印字されていますか。

(事前・事後許可が下りてから工事を行っているか確認するため)

👉 設置予定箇所について記されていますか。

(事前事後で大きな変更点がないか確認するため)



令和〇年〇月〇日

## 住宅改修の承諾書（記載例）

（住宅所有者）

住 所 真岡市荒町5 1 9 1

氏 名 真岡 一郎 ⑩

私は、下記表示の住宅に、（被保険者）真岡太郎が別紙

「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

### 記

1. 住宅の所在地 真岡市荒町5 1 9 1 番地

2. 住宅改修の概要

（1）個所・部位 手すり設置（浴室内）

（2）内容 浴室内に手すり取付け工事を行う。

（L=800。高さ 60 c m）

【償還払い 委任状】

# 委 任 状

私は、 年 月 日付で支給申請を行った 福祉用具購入費 ・  
住宅改修費 ・ 高額介護（支援）サービス費 ・ 居宅介護（支援）サービス費等の受領にかかる  
一切の権限を下記の者に委任いたします。

年 月 日

真岡市長 様

被保険者 住 所 真岡市 \_\_\_\_\_

(委任する者)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

記

委任される者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

## 委 任 状（記載例）

私は、令和○年○月○日付で支給申請を行った 福祉用具購入費 ・  
住宅改修費 ・ 高額介護（支援）サービス費 ・ 居宅介護（支援）サービス費等の受領にかかる  
一切の権限を下記の者に委任いたします。

令和○年○月○日

真岡市長 様

被保険者 住 所 真岡市荒町5191番地

（委任する者）

氏 名 真岡 太郎 ⑩

記

委任される者 住 所 真岡市荒町5191番地

氏 名 真岡 一郎 ⑩

## 真岡市介護保険住宅改修理由書作成手数料請求書

年 月 日

真岡市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

真岡市介護保険住宅改修理由書作成手数料について、次のとおり請求します。

**請求金額** \_\_\_\_\_ **円**

(内訳) 住宅改修対象者 \_\_\_\_\_ 分  
理由書作成 \_\_\_\_\_ 件 × 2,000円

振込先

金融機関	
口座種目	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
名義人	

## 真岡市介護保険住宅改修理由書作成手数料請求書（記載例）

令和〇年〇月〇日

真岡市長 様

住 所 真岡市荒町 5191 番地

名 称 真岡居宅介護支援事業所

代表者 真岡 太郎

真岡市介護保険住宅改修理由書作成手数料について、次のとおり請求します。

**請求金額** **2,000円**

(内訳) 住宅改修対象者 1人分  
理由書作成 1件× 2,000円

振込先

金融機関	もおか銀行
口座種目	普通・当座
口座番号	1234567
フリガナ	モオカキョタクカイゴシエンジギョウシヨ
名義人	真岡居宅介護支援事業所

## 9.Q&A

一般的な住宅改修に関する問い合わせと回答について、下記の通りまとめていますので、住宅改修工事を行う場合には、ご確認ください。  
ご不明なことがあれば、事前申請を行う前に、高齢福祉課介護保険係までお問い合わせください。

Q1:玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は支給対象となるか。

A1:利用者の生活上、必要であれば対象となる。  
(例:デイサービスへ通う。散歩により重度化防止を図るなど)

Q2:既存の手すりが古くなり、位置も使いにくいいため取り替えたいが、支給対象となるか。

A2:既存の手すりの老朽化により付け替えることは、対象外である。しかし、利用者の身体状況等により、手すりの位置、太さ等が適切でないと判断される場合は、対象である。

Q3:住宅の新築にあわせて手すりをつけた場合は、対象とならないとのことだが、竣工日以降に手すりをつける場合は対象となるか。

A3:竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の対象となる。  
ただし、利用者の身体状況等から住宅新築時に手すりが必要とされていたにも関わらず、住宅改修の支給を見込んであえて後日に工事することにしたことが明らかである場合には、対象としない。

Q4:上がり框(かまち)の段差緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。

A4:式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として対象となる。  
また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として対象となる。

Q5:滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたリする場合は支給対象となるか。

A5:いずれも床材の変更として対象となる。なお、ノンスリップが階段から突き出していたり、あまりに滑りが悪いと、つまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

Q6:扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する場合は対象となるか。

A6:扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われれば、扉の取替として対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合の他、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

Q7:改修の際に不要となった便器、扉等の撤去費及び処分費や資材、廃材などの運搬費は、支給対象となるか。

A7:改修を行う際に付帯する費用として、対象となる。

Q8:リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのが困難なため、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、①洋式便器をかき上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合は、便器の取り替えとして対象となるか。

A8:①は支給対象となる。②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該利用者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となる。

Q9:利用予定者がまもなく病院を退院する予定であるが、住宅改修を行った場合、対象となるか。

A9:入院中は住宅に不在であり、その必要性は認められないので対象とならない。ただし、退院後の生活上、予め改修しておくことが必要な場合、事前に市に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。

Q10:賃貸アパートの廊下などの共有部分は対象となるか。

A10:賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該利用者の専用の居室内に限られるものとするが、階段や玄関前の廊下が共同となっている場合など、当該利用者の通常的生活領域と認められる共用部分について対象となる。ただし、所有者の承諾が必要である。

Q11:利用者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、当該住宅の改修は対象となるか。

A11:利用者の住所地の住宅のみが対象となる。転居し、住所地が子の住宅になれば、対象となる。

Q12:家族が建築業を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も対象となるか。

A12:被保険者が自ら住宅改修のために材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を対象とすることとされている。この場合も一般的には材料の購入費のみが対象となり、工賃は対象外とすることが適当である。

Q13:住宅改修の必要な利用者が2人いる場合、住宅改修費支給限度基準額は40万円になるのか。

A13:2人で40万円と考えるのではなく、1人20万円を限度として、各々に必要な工事と支給の可否を判断することになる。そのため、支給申請も各々にする必要があり、見積もりや領収書等の書類も各々に作成することとなる。